

○近畿地方整備局告示第154号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年 6月25日

近畿地方整備局長 谷本 光司

第1 起業者の名称 大阪府

第2 事業の種類 一般国道480号改築工事（父鬼<sup>ちちおに</sup>バイパス・大阪府和泉市父鬼町地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 <sup>おおさか</sup>大阪府<sup>いずみ</sup>和泉市<sup>ちちおに</sup>父鬼町地内
- 2 使用の部分 大阪府和泉市父鬼町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府和泉市松尾寺町地内から同市父鬼町地内までの延長4,450mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道480号改築工事（父鬼バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる

一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び大阪府内に存することから、道路法第13条第1項の規定により大阪府が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道480号（以下「本路線」という。）は、大阪府和泉市内の一般国道26号との接続点を起点とし、同市松尾寺町、大野町及び父鬼町を經由して和泉山脈の鍋谷峠より和歌山県に入り、同県伊都郡かつらぎ町、同郡高野町及び同県有田郡有田川町を經由して有田市内の一般国道42号との接続点を終点とする延長約148kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する大阪府和泉市南部（以下「本件地域」という。）においては、大阪府東部から南部地域を縦断する一般国道170号（外環状線）が幹線道路として整備され、また、大阪府と和歌山県の市街地を結ぶ阪和自動車道が南北に通過しており、大阪府の中心部、関西国際空港及び和歌山県を結ぶ交通の要衝となっている。

本件地域における本路線は、一般国道170号（外環状線）と和歌山県伊都郡かつらぎ町や同郡高野町等の紀北地域を結ぶ主要な一般国道であり、沿線地域の産業や経済の発展及び観光の振興に寄与し、地域間の交流促進を図る重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）が規定する2車線道路の車道部最小幅員である6.5mを満たしていない区間が多く、幅員4m以下の狭隘区間は2箇所あり、屈曲部においても、道路構造令が規定する最小曲線半径に満たない箇所が4箇所あるなど、車両同士の離合が困難となっており、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。また、現道には歩道が整備されていないことから、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしているなど、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良い2車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、車両の通過交通は主としてバイパスを利用することとなることから、現道の歩行者等の安全な通行にも寄与することとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、準絶滅危惧種として掲載されているヨタカ、ハチクマ、ハイタカ、ズイムシハナカメムシ及びアマゴが確認されている。このうち、オオタカ、ハヤブサ、ヨタカ、サンショウクイ、ハチクマ、ハイタカ及びズイムシハナカメムシについて

は、繁殖地が調査範囲外と考えられること又は生息地について直接的な改変がほとんど生じないことから、自然環境に与える影響は軽微なものと予測されている。クマタカについては、近年、繁殖活動は確認されておらず、過去に確認された飛翔に基づく解析を行っても、本件区間内及び周辺の土地は高利用域とはならないと推測されており、さらに、低騒音型重機を使用し、工事実施時期に配慮することにより、自然環境に与える影響は回避又は低減されるものと予測されている。アマゴについては、施行計画において、工事による濁水を最小限に抑えるよう配慮することにより、自然環境に与える影響は回避又は低減されるものと予測されている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧種として掲載されているエビネが確認されているが、本件区間内及び周辺の土地から離れた場所で確認されており、生育地の直接的な改変は生じないことから、自然環境に与える影響は軽微なものと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は大阪府教育委員会と協議を行い、遺構がほぼ存在しないとの判断から試掘等の特別な措置は不要であることを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づき、バイパス方式により2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、極力支障物件を避ける案（以下「申請案」という。）のほか、現道へのアクセス性を重視する案及び起終点を最短ルートで結ぶ案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、住家の支障物件が全くなく地域住民に与える影響が小さいこと、集落を完全に避けているため施工性に

優れていること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良箇所及び幅員狭小箇所の存在により車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本路線の沿線市町長から構成される、一般国道480号建設促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大阪府和泉市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 大阪府和泉市父鬼町  
地内